

埼玉県央広域事務組合

障害者活躍推進計画

令和4年4月

1 策定主旨

令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされました。

この改正を受け、障害のある職員一人ひとりが障害の特性や個性に応じて活躍できるよう、「埼玉県央広域事務組合障害者活躍推進計画」を策定しました。

本計画の着実な実行を通じて、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを推進します。

2 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）

3 周知・公表

本計画は、庁内ホームページへの掲載等により、全ての職員に対し周知するとともに、組合ホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

4 現状と課題

埼玉県央広域事務組合事務局は、他機関からの出向者で運営していることから、採用は行っていません。

また、埼玉県央広域消防本部は、在職する常勤職員はすべて消防吏員で構成されており、これまでに障害者に限定した募集、採用は行っていません。

過去には、在職中に疾病等により障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）が在籍することもありましたが、個別の対応で大きな問題は生じていないため、これまで組織的な体制整備は行っていないのが現状です。

5 目標

(1) 採用に関する目標

消防吏員は、障害者雇用率制度から除外されており、職務の特殊性から障害者に限定した募集、採用を行うことは困難であります。障害者であることを理由に応募できないような受験資格を設けることや障害者であることを理由に不採用になることはありません。

(2) 定着に関する目標

今後、中途障害者を含め障害者が在籍することとなった場合は、不本意な離職を生じさせないように努めます。

6 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用促進者として事務局総務課長及び消防本部消防総務課長を選任します。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任します。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

職員が中途障害者となり、従来の職務遂行が困難となった場合又はその相談を受けた場合には、面談等を通じて負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討します。また、必要に応じて産業医の意見を聴取します。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 障害者である職員に対しては、定期的に面談等を行い、必要な配慮等の有無を確認し、その結果を踏まえて継続的に必要な措置を講じます。

イ 必要な措置を講じるには、障害者からの要望を踏まえつつ、過度な負担にならないように適切に対応します。

7 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大推進に努めます。